

承認第6号 説明資料

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日条例第18号)</p> <p>第1条～第50条 略</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要 があると認めるものに対し、町民税を減免する。 (1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 前各号に掲げるもののほか特別の事由がある者</u> 2～3 略</p> <p>第52条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第27条 略</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日条例第18号)</p> <p>第1条～第50条 略</p> <p>(町民税の減免)</p> <p>第51条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、町長において必要 があると認めるものに対し、町民税を減免する。 (1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 天災その他の災害により特に著しい被害を受けた者</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか特別の事由がある者</u> 2～3 略</p> <p>第52条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第27条 略</p> <p><u>(平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する町民税の減免の特 例)</u></p> <p>第28条 町長は、町民税の納税義務者のうち、その者（納税義務者の法第292条第 1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含 む。）が居住する住宅につき、平成28年台風7号及び台風10号による災害（以下 この条及び次条において「災害」という。）により受けた損害の程度（町長が発 行するり災証明書により証明を受けた被害の程度をいう。以下この条及び次条に</p>

現 行 条 例

改 正 条 例

において同じ。)が半壊以上であるもので、平成27年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。)、法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対して、当該納税義務者に対して課する平成28年度分の町民税の税額の4分の3の額について、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を当該町民税額から減免する。

合計所得金額	減免の割合	
	半壊及び大規模半壊 (住宅の損害の程度が 10分の2以上10分の5 未満)	全壊(住宅の損害の程 度が10分の5以上)
500万円以下であるとき	2分の1	全部
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

2 前項の規定により、町民税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、第51条第2項の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。

3 町長は、町民税を減免すべき事由があることが明らかで、かつ申請をすることができない特別な事情があると認めるときは、申請によらず、職権により町民税を減免することができる。

4 第1項の規定により、町民税の減免を受けた者は、第51条第3項の規定は適用しない。

(平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する固定資産税の減免の特例)

第29条 町長は、固定資産税の納税義務者のうち、その所有する家屋につき災害に

現 行 条 例	改 正 条 例																
	<p>より損害を受けた者に対して、当該損害を受けた家屋に対して課する平成28年度分の固定資産税のうち災害による被害を受けた日以後に納期の末日が到来する税額について、次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、当該税額にそれぞれ当該右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を減免する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 395 2141 655"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊（家屋の10分の5以上の価格を減じた場合）</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊（家屋の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合）</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>半壊（家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合）</td> <td>10分の6</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 町長は、固定資産税の納税義務者のうち、その所有する償却資産につき災害により損害を受けた者に対して、当該損害を受けた償却資産に対して課する平成28年度分の固定資産税のうち災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の左欄に掲げる損害の程度の区分に応じ、当該税額にそれぞれ当該右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を減免する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 839 2141 1099"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有する全ての償却資産の価格の10分の5以上の価格を減じた場合</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>所有する全ての償却資産の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>所有する全ての償却資産の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合</td> <td>10分の6</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前2項の規定により、固定資産税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、第71条第2項の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。</p> <p>4 町長は、固定資産税を減免すべき事由があることが明らかで、かつ申請をすることができない特別な事情があると認めるときは、申請によらず、職権により固定資産税を減免することができる。</p> <p>5 第1項又は第2項の規定により、固定資産税の減免を受けた者は、第71条第3項の規定は適用しない。</p>	損害の程度	減免の割合	全壊（家屋の10分の5以上の価格を減じた場合）	全部	大規模半壊（家屋の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合）	10分の8	半壊（家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合）	10分の6	損害の程度	減免の割合	所有する全ての償却資産の価格の10分の5以上の価格を減じた場合	全部	所有する全ての償却資産の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合	10分の8	所有する全ての償却資産の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合	10分の6
損害の程度	減免の割合																
全壊（家屋の10分の5以上の価格を減じた場合）	全部																
大規模半壊（家屋の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合）	10分の8																
半壊（家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合）	10分の6																
損害の程度	減免の割合																
所有する全ての償却資産の価格の10分の5以上の価格を減じた場合	全部																
所有する全ての償却資産の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合	10分の8																
所有する全ての償却資産の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合	10分の6																

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例											
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日条例第19号)</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>附 則 1～22 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日条例第19号)</p> <p>第1条～第30条 略</p> <p>附 則 1～22 略</p> <p><u>(平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する国民健康保険税の減免の特例)</u></p> <p>23 町長は、国民健康保険税の納税義務者のうち、その者が居住する住宅につき平成28年台風7号及び台風10号による災害（以下この項において「災害」という。）により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、当該納税義務者である世帯主（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した地方税法第292条第1項第13号に規定する平成27年中の合計所得金額の合算額（以下この項において「合計所得金額の合算額」という。）が1,000万円以下であるものに対して、当該納税義務者に対して課する国民健康保険税のうち災害による被害を受けた日の属する月から起算して1年経過するまでの税額について、次の表の左欄に掲げる合計所得金額の合算額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を当該国民健康保険税額から減免する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 1109 2139 1404"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額の合算額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>半壊及び大規模半壊 (住宅の損害の程度が 10分の2以上10分の5 未満)</th> <th>全壊(住宅の損害の程 度が10分の5以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下であるとき</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> </tbody> </table>	合計所得金額の合算額	減免の割合		半壊及び大規模半壊 (住宅の損害の程度が 10分の2以上10分の5 未満)	全壊(住宅の損害の程 度が10分の5以上)	500万円以下であるとき	2分の1	全部	500万円を超え750万円	4分の1	2分の1
合計所得金額の合算額	減免の割合											
	半壊及び大規模半壊 (住宅の損害の程度が 10分の2以上10分の5 未満)	全壊(住宅の損害の程 度が10分の5以上)										
500万円以下であるとき	2分の1	全部										
500万円を超え750万円	4分の1	2分の1										

現 行 条 例	改 正 条 例						
	<table border="1" data-bbox="1193 248 2141 325"> <tr> <td data-bbox="1193 248 1507 288">以下であるとき</td> <td data-bbox="1507 248 1821 288"></td> <td data-bbox="1821 248 2141 288"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 288 1507 325">750万円を超えるとき</td> <td data-bbox="1507 288 1821 325">8分の1</td> <td data-bbox="1821 288 2141 325">4分の1</td> </tr> </table> <p data-bbox="1133 331 2163 395">24 <u>前項の規定により、国民健康保険税の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、第29条第3項の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。</u></p> <p data-bbox="1133 402 2163 507">25 <u>町長は、国民健康保険税を減免すべき事由があることが明らかで、かつ申請をすることができない特別な事情があると認めるときは、申請によらず、職権により国民健康保険税を減免することができる。</u></p> <p data-bbox="1133 513 2163 577">26 <u>附則第23項の規定により、国民健康保険税の減免を受けた者は、第29条第4項の規定は適用しない。</u></p>	以下であるとき			750万円を超えるとき	8分の1	4分の1
以下であるとき							
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1					

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第3条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (平成27年5月11日条例第22号)</p> <p>第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。</p> <p style="padding-left: 20px;">中略</p> <p>附則第20項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第17項とし、附則中第21項を第18項とし、<u>第22項を削る</u>。</p> <p style="text-align: center; padding: 10px 0 10px 40px;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 附則第11項から第13項までの改正規定、附則第14項及び第15項を削る改正規定、附則第16項を附則第14項とする改正規定、附則第17項を削る改正規定、附則第18項を附則第15項とする改正規定、附則第19項を附則第16項とする改正規定、附則第20項の改正規定（同項を附則第17項とする部分に限る。）、附則第21項を附則第18項とする改正規定及び<u>附則第22項を削る改正規定</u> 平成29年1月1日</p> <p>2及び3 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (平成27年5月11日条例第22号)</p> <p>第2条第2項ただし書中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項ただし書中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項ただし書中「14万円」を「16万円」に改める。</p> <p style="padding-left: 20px;">中略</p> <p>附則第20項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第17項とし、附則中第21項を第18項とし、<u>第22項を削り、第23項を第19項とし、第24項を第20項とし、第25項を第21項とする</u>。</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>附則第26項中「附則第23項」を「附則第19項」に改め、同項を附則第22項とする。</u></p> <p style="text-align: center; padding: 10px 0 10px 40px;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 附則第11項から第13項までの改正規定、附則第14項及び第15項を削る改正規定、附則第16項を附則第14項とする改正規定、附則第17項を削る改正規定、附則第18項を附則第15項とする改正規定、附則第19項を附則第16項とする改正規定、附則第20項の改正規定（同項を附則第17項とする部分に限る。）、附則第21項を附則第18項とする改正規定、<u>附則第22項を削る改正規定、附則第23項を附則第19項とする改正規定、附則第24項を附則第20項とする改正規定、附則第25項を附則第21項とする改正規定、附則第26項の改正規定及び同項を附則第22項とする改正規定</u> 平成29年1月1日</p> <p>2及び3 略</p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例														
<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年3月24日条例第25号)</p> <p>第1条～第26条 略</p> <p>附 則 第1条～第16条 略</p>	<p>○幕別町総合介護条例 (平成12年3月24日条例第25号)</p> <p>第1条～第26条 略</p> <p>附 則 第1条～第16条 略</p> <p><u>(平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する保険料の減免の特例)</u></p> <p>第17条 町長は、保険料の納付義務者（第1号被保険者又は連帯納付義務者をいう。以下この条において同じ。）のうち、その者が居住する住宅につき平成28年台風7号及び台風10号による災害（以下この条において「災害」という。）により受けた損害の程度が半壊以上であるもので、当該第1号被保険者に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する平成27年中の合計所得金額が1,000万円以下であるものに対して、当該納付義務者に対して課する保険料のうち災害による被害を受けた日の属する月から起算して1年経過するまでの保険料額について、次の表の左欄に掲げる第1号被保険者の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た相当額を当該保険料額から減免する。</p> <table border="1" data-bbox="1193 1038 2141 1409"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第1号被保険者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>半壊及び大規模半壊 (住宅の損害の程度が 10分の2以上10分の5 未満)</th> <th>全壊（住宅の損害の程 度が10分の5以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下であるとき</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円 以下であるとき</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超えるとき</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table>	第1号被保険者の 合計所得金額	減免の割合		半壊及び大規模半壊 (住宅の損害の程度が 10分の2以上10分の5 未満)	全壊（住宅の損害の程 度が10分の5以上）	500万円以下であるとき	2分の1	全部	500万円を超え750万円 以下であるとき	4分の1	2分の1	750万円を超えるとき	8分の1	4分の1
第1号被保険者の 合計所得金額	減免の割合														
	半壊及び大規模半壊 (住宅の損害の程度が 10分の2以上10分の5 未満)	全壊（住宅の損害の程 度が10分の5以上）													
500万円以下であるとき	2分の1	全部													
500万円を超え750万円 以下であるとき	4分の1	2分の1													
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1													

現 行 条 例	改 正 条 例
	<p>2 <u>前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者の申請書の提出期限は、第12条第2項の規定にかかわらず、平成28年12月22日までとする。</u></p> <p>3 <u>町長は、保険料を減免すべき事由があることが明らかで、かつ申請をすることができない特別な事情があると認めるときは、申請によらず、職権により保険料を減免することができる。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定により、保険料の減免を受けた者は、第12条第3項の規定は適用しない。</u></p>

幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要

第1条関係（幕別町税条例関係）

税目名 個人町民税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等														
1 個人町民税の減免対象の追加	町税条例第51条第1項	個人町民税の減免対象に「天災その他の災害により特に著しい被害を受けた者」を追加	公布の日から施行し、平成28年8月17日から適用する。														
2 平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する個人町民税の減免	町税条例附則第28条	<p>平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する個人町民税の減免</p> <p>平成28年8月に発生した台風7号及び台風10号による災害被害者に対して、個人町民税を減免する。</p> <p>○減免対象となる税額 平成28年度の個人町民税年税額の4分の3の額</p> <p>○減免割合</p> <table border="1" data-bbox="759 762 1823 1062"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）</th> <th>全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下であるとき</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円以下であるとき</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超えるとき</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○減免申請書の提出期限 平成28年12月22日</p>	合計所得金額	減免の割合		半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）	全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）	500万円以下であるとき	2分の1	全部	500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1	750万円を超えるとき	8分の1	4分の1	公布の日から施行し、平成28年8月17日から適用する。
合計所得金額	減免の割合																
	半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）	全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）															
500万円以下であるとき	2分の1	全部															
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1															
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1															

税目名 固定資産税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等								
1 平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する固定資産税（家屋）の減免	町税条例附則第29条第1項	<p>平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する固定資産税（家屋）の減免 平成28年8月に発生した台風7号及び台風10号による災害被害者に対して、固定資産税（家屋）を減免する。</p> <p>○減免対象となる税額 平成28年度第2期から第4期までの固定資産税の額</p> <p>○減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊（家屋の10分の5以上の価格を減じた場合）</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊（家屋の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合）</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>半壊（家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合）</td> <td>10分の6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○減免申請書の提出期限 平成28年12月22日</p>	損害の程度	減免の割合	全壊（家屋の10分の5以上の価格を減じた場合）	全部	大規模半壊（家屋の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合）	10分の8	半壊（家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合）	10分の6	公布の日から施行し、平成28年8月17日から適用する。
損害の程度	減免の割合										
全壊（家屋の10分の5以上の価格を減じた場合）	全部										
大規模半壊（家屋の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合）	10分の8										
半壊（家屋の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合）	10分の6										
2 平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する固定資産税（償却資産）の減免	町税条例附則第29条第2項	<p>平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する固定資産税（償却資産）の減免 平成28年8月に発生した台風7号及び台風10号による災害被害者に対して、固定資産税（償却資産）を減免する。</p> <p>○減免対象となる税額 平成28年度第2期から第4期までの固定資産税の額</p> <p>○減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の程度</th> <th>減免の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所有する全ての償却資産の価格の10分の5以上の価格を減じた場合</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>所有する全ての償却資産の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>所有する全ての償却資産の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合</td> <td>10分の6</td> </tr> </tbody> </table> <p>○減免申請書の提出期限 平成28年12月22日</p>	損害の程度	減免の割合	所有する全ての償却資産の価格の10分の5以上の価格を減じた場合	全部	所有する全ての償却資産の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合	10分の8	所有する全ての償却資産の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合	10分の6	公布の日から施行し、平成28年8月17日から適用する。
損害の程度	減免の割合										
所有する全ての償却資産の価格の10分の5以上の価格を減じた場合	全部										
所有する全ての償却資産の10分の4以上10分の5未満の価格を減じた場合	10分の8										
所有する全ての償却資産の10分の2以上10分の4未満の価格を減じた場合	10分の6										

第2条関係（幕別町国民健康保険税条例関係）

税目名 国民健康保険税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等														
1 平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する国民健康保険税の減免	町国民健康保険税条例附則第23項から第26項まで	<p>平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する国民健康保険税の減免</p> <p>平成28年8月に発生した台風7号及び台風10号による災害被害者に対して、国民健康保険税を減免する。</p> <p>○減免対象となる税額 平成28年8月分から平成29年7月分までの国民健康保険税の額</p> <p>○減免割合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">合計所得金額の合算額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）</th> <th>全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下であるとき</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円以下であるとき</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超えるとき</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○減免申請書の提出期限 平成28年12月22日</p>	合計所得金額の合算額	減免の割合		半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）	全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）	500万円以下であるとき	2分の1	全部	500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1	750万円を超えるとき	8分の1	4分の1	公布の日から施行し、平成28年8月17日から適用する。
合計所得金額の合算額	減免の割合																
	半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）	全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）															
500万円以下であるとき	2分の1	全部															
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1															
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1															

第3条関係（幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例関係）

税目名 国民健康保険税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 文言の整理	町国民健康保険税条例附則第23項から第26項まで	平成27年の町国民健康保険税条例の一部改正による改正後の附則の項番号等の整理	平成29年1月1日から施行する。

第4条関係（幕別町総合介護条例関係）

料目名 介護保険料

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等														
1 平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する介護保険料の減免	町総合介護条例附則17条	<p>平成28年台風7号及び台風10号による災害被害者に対する介護保険料の減免 平成28年8月に発生した台風7号及び台風10号による災害被害者に対して、介護保険料を減免する。</p> <p>○減免対象となる介護保険料額 平成28年8月分から平成29年7月分までの介護保険料の額</p> <p>○減免割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">第1号被保険者の 合計所得金額</th> <th colspan="2">減免の割合</th> </tr> <tr> <th>半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）</th> <th>全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円以下であるとき</td> <td>2分の1</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え750万円以下であるとき</td> <td>4分の1</td> <td>2分の1</td> </tr> <tr> <td>750万円を超えるとき</td> <td>8分の1</td> <td>4分の1</td> </tr> </tbody> </table> <p>○減免申請書の提出期限 平成28年12月22日</p>	第1号被保険者の 合計所得金額	減免の割合		半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）	全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）	500万円以下であるとき	2分の1	全部	500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1	750万円を超えるとき	8分の1	4分の1	公布の日から施行し、平成28年8月17日から適用する。
第1号被保険者の 合計所得金額	減免の割合																
	半壊及び大規模半壊（住宅の損害の程度が10分の2以上10分の5未満）	全壊（住宅の損害の程度が10分の5以上）															
500万円以下であるとき	2分の1	全部															
500万円を超え750万円以下であるとき	4分の1	2分の1															
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1															